

# OECC 会報

第89号 / 2020年4月

特集：コ・イノベーションによる環境開発課題の解決策の探求



＝Pick Up＝「巻頭言『コ・イノベーションによる環境開発協力の推進に向けて』より

2017年に環境省は、コ・イノベーションを通じた「環境インフラ海外展開基本戦略」を発表し、途上国における公害問題や温暖化の影響を回避するために先進国の教訓を生かし、優れた環境インフラを導入・普及することにより、トータルの環境対策コストを最小化することを目指し、①二国間政策対話、地域フォーラム等の活用、②制度、技術、ファイナンスのパッケージ支援及び③民間企業、自治体、関係省庁や援助機関等と連携した実施体制の強化などの取組を複合して展開する方針を明らかにしています。

これらの取組を実現するために環境省は、2017年度からアジア各国政府と共同して「環境ウィーク」を展開してきており、本年1月にもバンコクにおいて「日本・タイ環境ウィーク」を開催しました。

## 目次（敬称略）

### 巻頭言「コ・イノベーションによる環境開発協力の推進に向けて」

……………（一社）海外環境協力センター 理事長 竹本和彦 …… 2

### 総説「コ・イノベーションによる環境インフラの海外展開」

…………… 環境省国際協力・環境インフラ戦略室 室長 杉本留三 …… 3

### 日本・タイ環境ウィークについて

……………（一社）海外環境協力センター 参与・技術総括 大村卓 …… 6

### 日本・タイ環境ウィーク ビジネスマッチングの成果

……………（一社）海外環境協力センター 研究員 毛利奈知子 …… 7

### リレーエッセイ「橋本道夫先生と私」(第9回)世紀を跨ぎ今なお響く橋本節

……………（一社）環境政策対話研究所 代表理事 柳下正治 …… 8

### リレーエッセイ「橋本道夫先生と私」(第10回)橋本先生との3つの忘れられないこと

…………… 元 JICA国際協力専門員 今井千郎 …… 10

### リレーエッセイ「橋本道夫先生と私」(第11回)若者を大切にす信念の人

……………（公財）日本産業廃棄物処理振興センター 理事長 関庄一郎 …… 11

OECC行事・部会活動等(その82) …… 12



# 巻頭言

## コ・イノベーションによる環境開発協力の推進に向けて



(一社)海外環境協力センター(OECC) 理事長 竹本和彦

近年国際協力においては、これまでの先進国から途上国に対する技術・資金支援という一方通行の伝統的スタイルから、協力提供国と受入国の両者が隔てなく共同して現場における課題解決策を探求していく方向に転換しつつあります。その意味において国際協力における位相が変革しつつあり、協力提供国と受入国がともに知恵を出し合い発想を育てていく「コ・イノベーション」が今後の国際協力を効果的に進めていく上でのキーワードとなっています。また同時に、現場において課題解決を探求していく上で民間企業が果たす役割に大きな期待が寄せられています。

2016年以降国際社会は、「持続可能な開発目標」(SDGs) 達成に向け大きく動き出しています。SDGsは、先進国も途上国もあまねく達成を目指す共通のゴールとなっていることから、上述のコ・イノベーションは、SDGs達成に向けた国際協力のあり方を考えていく上でも大きな意味を有しています。

企業の役割については、我が国政府内に設置された「SDGs推進本部」が策定した「SDGs実施指針」(昨年12月に改定)において、企業を含む多様なステークホルダーがSDGs達成に向けてどのように貢献していくべきかについて明示されています。とりわけ、企業の経営方針にSDGsへの取組を位置付けていくことに加え、官民パートナーシップにより、SDGsの達成に向けた取組の推進基盤を整えていくことなどの方向性が示されています。

この一環といえますが、2017年経団連は「企業行動憲章」を改定し、日本の経済界を挙げてSDGs達成に向けてしっかりと取り組んでいく姿勢を明らかにしています。また金融界も近年大きく動いており、環境(E)、社会(S)及びガバナンス(G)の各課題に積極的に取り組む企業に対し優先的に投資していく「ESG投資」が、世界の潮流となっています。こうした動向の背景には、2006年国連から提唱された「責任ある投資原則」(Principles for Responsible Investment: PRI) という国際的な運動があります。

さらにグローバル企業においては、RE100やScience Based Targets (SBT) 及びCDPへの取組にコミットする企業が近年急増しています。

一方気候変動対策に関しては、昨年6月に政府は「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定しましたが、この中で、環境と成長は相対峙するものではなく、両者は相まって好循環をもたらしていくべきものと強調されており、昨年我が国が議長国を務めた「G20エネルギー・環境大臣会合」において採択された合意文書においても、環境と成長の好循環がハイライトされています。

また国際協力の分野では、2017年に環境省は、コ・イノベーションを通じた「環境インフラ海外展開基本戦略」を発表し、途上国における公害問題や温暖化の影響を回避するために先進国の教訓を生かし、優れた環境インフラを導入・普及することにより、トータルの環境対策コストを最小化することを目指し、①二国間政策対話、地域フォーラム等の活用、②制度、技術、ファイナンスのパッケージ支援及び③民間企業、自治体、関係省庁や援助機関等と連携した実施体制の強化などの取組を複合して展開する方針を明らかにしています。

これらの取組を実現するために環境省は、2017年度からアジア各国政府と共同して「環境ウィーク」を展開してきており、本年1月にもバンコクにおいて「日本・タイ環境ウィーク」を開催しました(本会報に概要報告掲載)。

本年OECCは設立30周年を迎え、この6月にも「OECC設立30周年記念行事」を計画しています。こうした歴史的な節目において、環境開発協力の新たな展望を視野に入れた議論を深め、OECCの進むべき方向を見定めていくとともに、かねてより申し上げてきた「海外環境開発協力の中核的組織」としての役割を果たせるよう努めていきたいと思っています。今後とも皆様方のご協力・ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

# 総説「コ・イノベーションによる環境インフラの海外展開」



環境省国際協力・環境インフラ戦略室 室長 杉本留三

## はじめに

環境省は2017年に「環境インフラの海外展開基本戦略」を策定し、環境インフラの海外展開に本格的に乗り出す方針を明らかにしました。それ以来、環境分野は、内閣官房が主催する「経協インフラ戦略会議」においても海外に積極的に展開していくべき分野のひとつとして位置付けられ、関係省庁からも高い関心が寄せられています。こうした政府の動向も踏まえ環境省は、2019年4月に「国際協力・環境インフラ戦略室」を設置し、これまでの国際環境協力に加え、環境インフラの展開を視野に入れた政策を一層積極的に推進すべく体制強化を図っています。

本稿は、環境インフラの海外展開の鍵となる「コ・イノベーション」の基本的考え方について解説するとともに、コ・イノベーションにより支えられている環境ソリューションの事例を紹介するものです。

## 1. 環境インフラと新たな国際環境協力

環境インフラとは、「環境面で質の高いインフラ」をイメージし、次の2つの側面を包含しています。

- ① 環境保全を目的とする施設の整備（例：下水道施設、廃棄物処理施設、リサイクル施設、大気汚染防止・水質汚濁防止対策事業のための施設など）
- ② 環境保全を直接の目的とはしないが、環境面でアップグレードしたインフラ整備（例：スマート港湾の中で、省エネ設備を積極的に導入するなど、より低炭素で高い質を目指すものは、広義の環境インフラと考えられる）

これまでの国際協力は、相手国との関係構築や技術的な支援が中心でした。例えば日中韓三カ国環境大臣会合は、地域における政治情勢の如何にかかわらず、環境面では常に協力していくことを念頭に過去21年間継続して開催されてきています。こうした関係を構築・維持していること自体がこの地域の資産であり、三ヶ国の大臣が率直に意見交換し、環境面で連携・協力することで、共通した環境問題の解決に貢献しています。こうしたハイレベルの政策対話は、質の高いインフラを展開していく上で、重要な基盤を醸成してきています。

他方、これからの環境インフラ展開においては、具体的に現地にもものを作ることになり、これまでの協力に加え、民間企業の展開支援やマーケット作りなどを進める必要が出てきます。そして、環境インフラを効

果的に海外展開していくためには、日本の技術を単純に海外に移転するのではなく、現地のニーズに即した「適切な技術」(Appropriate Technologies)を追求した上で、協力の俎上に載せていくことが肝要です。日本の企業や自治体の経験の中には、現在運用している制度や技術だけではなく、これまでの環境問題を克服した解決策やノウハウが蓄積されています。協力相手国が直面する固有の課題は、これまで日本では経験したことのない問題や条件も多く、だからこそ相手国の実情を踏まえ、現地で使いやすいようにしていこうという姿勢が重要です。

従って我が国の有する技術や経験をどのようにして協力相手国のニーズに的確に応えられるものに仕立てられるかを常に考えて提案することは、日本の有する強みを再発見することにも繋がってくるものと思われます。

## 2. レガシーのない強み

ここでアジア諸国において環境インフラを展開していく市場環境について考えてみたいと思います。よく途上国に出て行くメリットを聞かれますが、そのキーワードが「レガシーのない強み」、すなわち既存のインフラがないがゆえに新しい技術が入りやすい環境が整っているのではないかと考えています。

例えば日本では、固定電話からガラケー利用の経過を経てスマートフォンの時代に移行していますが、途上国ではそうした発展経路をスキップして、一気にスマートフォンの時代に突入しています。この例では、電話回線や電線が全国的に張り巡らされていないことが、新たな技術の展開においては、かえって有利に働く結果となっているといえます。そして、スマートフォンを多くの市民が利用することにより、銀行システムなどの運用に影響を及ぼしています。現在インドや中国でキャッシュレスになっている理由には、偽札等による現金に対する不信感や、ATM数が限られているなど、現金へのアクセスの利便性の問題があげられます。ここでもまた良好なインフラがないが故に、スマートフォンとその上で作動するモバイル・バンキングが一気に進むわけです。

またフィリピンでは、WAZEというアプリケーションがあります。これはスマートフォンにダウンロードするとカーナビになる一方、このアプリを利用している間、自分がどこでどの程度走っているかという情報が自動的にアップロードされる。そのデータが集約され、

どかが渋滞かという情報が分かるようになっていきます。インターネット型でフリーに利用者から集めた情報を共有するというシステムを構築しておけば、無償で、高性能なカーナビシステムがたちどころに構築されるのです。もちろんある程度の参加人数が確保されないとその精度は上がりませんが、ティッピングポイント(閾値)を超えれば、リアルタイムのビックデータにより、はるかに精度が上がるとともに、高性能になります。こうしたことは日本ではなかなか実現できません。なぜなら既に高額なカーナビや渋滞情報システムを導入している中で、それをわざわざダウングレードしてやる必要はないとともに、日本では個人情報保護の観点から普及のハードルが高いからです。

日本では、送電網が全国的に整備されていることから、火力発電所などが需要地から離れていても電力の利用が可能になっていますが、これから新たに送電線を整備しなければいけない地域であれば、初期段階から再エネを直接導入したほうが便利で、そのほうが災害対策上でも便益性が上がります。送電網というレガシーがないからこそ、最初から地域分散型システムに移行できるという強みがあると思われます。また輸送分野では、道路、ガススタンドと車がセットになって自動車による輸送システムが構築されており、このためには石油を所定の場所まで運ばなければなりません。しかしアフリカ等ではドローンの輸送などが始まっています。さらに人が動かなくてもテレコミュニケーションで話せば十分ということであれば、そういうシステムに重点が移っていきます。こうしたことから、途上国、新興国のほうが一気に新しい技術を導入するポテンシャルが高いのではないかと考えています。

### 3. コ・イノベーションによる環境ソリューションの事例

上述のとおり、今求められているのは、日本が有する技術を技術のない国に単純に持っていくのではなく、要素技術を組み直して現場に即した解決策を編み出していくことだと思います。それがひいては日本でも使えるものとして戻ってくることも考えられます。こういう還流も環境インフラによる新たなビジネスチャンスなのかなと思われます。これが、まさに「コ・イノベーション」と定義付けられるものなのです。共にイノベーションを起こしていくことは、一方通行ではなくて、日本が有するシーズを踏まえ、現場で新しい解決策を創り出し、それが協力対象国はもとより、日本にも還流してくる可能性があります。このような観点で環境インフラを海外に展開していこうと発想しています。

スマートシティには、広義には環境面も含めた持続可能性を含意しており、ASEAN諸国のスマートシティには、環境というキーワードが入っていて、きれいな水や空気がある街を目指しています。そのためには、水の分野では、例えば下水道と浄化槽を組み合わせ、オンサイトの処理と集合処理をパッケージで展開することが考えられ、また都市開発の中に省エネ、再エネ

の技術を導入していくことが提案されています。さらに物流の分野では、冷蔵庫に代替フロンがこれまで使用されていましたが、それ自体の使用が徐々に禁止になってきます。そうすると、代替フロンをライフサイクルでマネジメントしなければならないために、新たな省エネ機器を導入するビジネスチャンスが出てきます。このように、単なる「点」で省エネ設備を入れるのではなくて、サプライチェーンという「線」や、地域全体での導入という「面」でパッケージ化を行い、できるだけ最大効果を上げていくのが面的な展開であると思っています。以下にいくつかのコ・イノベーションを通じた環境ソリューションの事例について紹介します(表1参照)。

#### [都市間連携]

都市間連携事業では、日本の14自治体のほかアジアの10カ国32自治体が参加して、共同プロジェクトを展開しています。一例としては横浜市とのダナン市の連携で、水道公社において高効率ポンプを導入するという事業につながった事例が挙げられます。このようにその都市の低炭素計画を策定するとともに、具体的な案件の例を示すなど、各局面で貢献できるビジネスチャンスが生まれています。

#### [JCM補助事業]

環境省の重要な資金支援ツールとして、「二国間クレジット制度」(Joint Crediting Mechanism: JCM)があります。これは、日本のファイナンスを活用して相手国で新しい先進技術を導入することにより、CO<sub>2</sub>削減量をクレジットとして生み出し、日本における温室効果ガス削減クレジットに算入することを狙っています。ある種の対価をもらう形で補助金を出すというスキームです。これは民間企業への直接の補助金に加え、アジア開発銀行(ADB)への信託基金を通じた資金拠出のツールを使っており、案件数も現在147件に上っています(2019年8月時点)。

#### [コ・ファイナンス事業]

JCMの補助金では、施設整備費の最大50%しか補助対象にならないことから、協力相手企業における負担が求められます。そうした場合、例えばJOIN(海外交通・都市開発事業支援機構)からの資金を動員することにより事業の確実な実施に繋げていくことを可能にしており、インドネシアにおいて事例があります。また、ADBによるモルディブのプロジェクトでは、技術のライフサイクルコストを入札の考慮に入れることで、初期投資は高くとも長期的に経済的メリットのある技術が導入された事例もあり、効果的なファイナンスもできています。

#### [コ・イノベーション事業]

また、環境省では2019年度から、「コ・イノベーション事業」を始めています。上述のJCMは、実用化されている技術を海外の現場に定着させるため、パイロット・プロジェクトを実施するものですが、コ・イノベ

ション事業は、今ある製品をその国の事情に合わせるために改良したり、日本では要素技術はあるけれども、それを組み合わせて現場のニーズに最適な対応策を編み出していこうとするものです。さらに日本だと実施できない事業だが、ぜひ協力相手国で試行してみたいケースなど、様々な提案、もしくはトライアルが、このコ・イノベーション事業で実現できています。

### [適応支援事業]

国際社会では、気候リスク情報をどのように活用するかが課題となっています。現在環境省では、国立環境研究所を拠点として、「アジア太平洋適応情報プラットフォーム」(Asia-Pacific Adaptation Information Platform: AP-PLAT) 事業を展開しています。これにより、気候リスク情報を提供するウェブサイトを構築し、地域ごとの気候リスクを評価し、防災面にも役立てることが出来ます。また最初からこうした気候リスクを折り込んだインフラの設計もできるようになります。都市全体の将来の気候リスク評価をし、どこが現在危険なのか、どこが将来危険に晒されるのかを認識した上で、都市計画設計が可能となります。

ADBではあらゆるインフラ案件の着手に際しては、気候リスクを評価しないと次のステップに進むことができないことになっています。計画される場所やインフラのタイプをシステムに入力するだけで、当該プロジェクトに関するリスク情報が提示されます。例えば海の近くであれば、海面上昇の影響や洪水及び渇水の可能性などの情報がすぐに活用できるようになっています。

例えば水力発電で、せっかく造ったけれども渇水の

頻度が高まれば、十分な稼働が担保されないということから事業性が損なわれます。そういう事業性を計る上で、気候リスク情報は重要なのです。また火力発電所にしても、温排水を海岸近くで排水する場合、海面上昇による不都合が生じたり逆に水位が低くなったらどうなるのかといった課題も含めて対応しなければなりません。このように現在あらゆる事業で気候リスクを考慮しないとイケない状況となっています。

### まとめ

これまで述べてきたとおり、環境インフラの海外展開は、技術提供国からの一方通行ではなくて、協力相手国との密接な相互研鑽により、知恵を出し合うことが、現場にとって成功の鍵となっています。

本年より「パリ協定」の本格実施が始まっています。またSDGs達成に向けては、先進国も途上国も共に取り組んでいく必要があります。そうした中で環境インフラの展開を通じて最適な環境ソリューションを見出していくことが喫緊の課題となっています。このため環境省は、2018年より近隣関係国との連携のもと、民間企業のパートナーシップの醸成を図るべく、「環境ウィーク」を開催し、企業間のマッチングを促すよう努めているところです。今後とも新たなソリューションが官民の協力の下に提供でき、国際社会に貢献できるよう関係者の皆様方とも連携していきたいと願っています。

表1：コ・イノベーションによる環境ソリューションの事例

プログラム		事業例		
分類	目的	協力相手国	事業名	事業概要
都市間連携事業	アジアの都市の協力による案件形成。	ベトナム	横浜市とダナン市の連携事業	ダナン市水道公社における省エネ高効率ポンプの導入。
JCM 資金支援事業	日本のファイナンスの活用により協力相手国に先進技術を導入し、CO <sub>2</sub> 削減量をクレジットとして創出。	ベトナム他	アモルファス変圧器(*1) 導入	ベトナム各地でのアモルファス変圧器への置換。ラオスにも展開。
		カンボジア	LED 街路灯ネットワーク導入	プノンペン及びアンコールワット等に LED 街路灯を導入。
		ベトナム	水事業インフラ面的展開	ダナン市水道公社における高効率ポンプの導入(再掲)及びホーチミン市浄水場における取水ポンプのインバータ化。
		フィリピン	地域開発基礎インフラ面的展開	ブトゥアン市及び北アグサン州における再エネ発電システムの導入。
		モンゴル	大型太陽光発電事業の面的展開	ウランバートル他モンゴル各地に高性能大型太陽光発電の大量導入。
JCM/JOIN(*2) のコ・ファイナンス	JCM と他の支援システムとの連携による協力事業の推進。	インドネシア	ジャカルタ・ガーデン・シティ開発事業	ジャカルタのショッピング・モールに複合再エネシステムの導入による都市開発拠点の創造。
		モルディブ	アッドウ環礁スマートグリッドシステム導入	高性能 EMS(*3)・リチウムイオン電池の導入。
コ・イノベーション事業	要素技術改良による環境解決策の探求。	カンボジア/フィリピン他	ハイブリッド車基幹部品リユース事業	中古ハイブリッド車の部品活用による電動トックトックの製造。
気候変動適応計画策定支援	気候変動リスクを適応計画に反映。	フィリピン	サンタロサ川流域における気候リスク評価による都市計画改善	気候変動による洪水・浸水リスクを評価し、河川流域の土地利用計画・適応計画の改善に反映。

\*1：アモルファス変圧器：電力ロスの少ないアモルファス合金を使用した高効率変圧器

\*2：JOIN：(株)海外交通・都市開発事業支援機構

\*3：EMS：Energy Management System

## 日本・タイ環境ウィークについて



(一社)海外環境協力センター 参与・技術総括 大村 卓

2020年1月14日から16日までの3日間、日本国環境省とタイ王国天然環境資源省の共催により、バンコクで「日本・タイ環境ウィーク」が開催された。OECCはその事務局を務めたので内容を報告する。

日本環境ウィークは、環境省が「環境インフラ海外展開戦略」の一環として2017年度より年に一度開催しているもので、第1回はミャンマー、第2回はベトナムで開催され、日本の環境対策技術と相手国の環境対策ニーズを紹介する公開セミナーと、日本等からの出展を希望する企業の展示等(ビジネスマッチング)で主に構成されている。また、併せて両国の環境所管政府関係者による政策対話も行われている。

第3回になる日本環境ウィークは、現地の英文表記は「タイ・日本環境ソリューションウィーク(Thailand-Japan Environmental Solutions Week)」とした。これは、狭義に捉えられかねない「環境インフラ」や「技術輸出」といった側面より、タイの環境問題に対する「ソリューション」を共に考える場という側面を強調するためである。事前のタイ国天然環境資源省との意見交換で、タイの環境優先課題としてあげられた「気候変動」、「海洋プラスチック」、「冬期の大気汚染」に留意しつつ、日本側のシーズやすでに現地法人として活躍している企業の成功例も披露できるようプログラムを構成した。その際、環境省の各部署が実施するイベントや、廃棄物・3R研究財団、JICAやUNEPが実施・協力するイベントも同じ枠組みで行うことにより、注目度・集客力、オールジャパンとしてのメッセージを強化することができ、また、タイの環境優先課題に対応する日本のソリューションについて一貫した総合的なアピールの場ができたと考える。また、タイ商工会議所(TCC)、持続可能な開発のための経済人会議(TBCSD)などタイの各種団体、在タイ国の日本人商工会議所、JETROなどにも依頼して、イベントの実施と周知にご協力をいただいた。この過程では在タイ日本国大使館の須賀書記官(環境省より出向)に大変お世話になった。

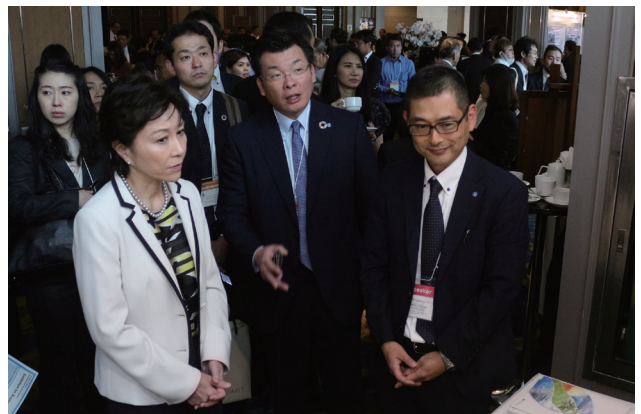
これらが功を奏したのか、結果的に、公開セミナーのセッション数は10セッション(開会含め全体セッション5、並行セッション5、うち4は他団体と共催)、登壇者数は延べ51名、展示いただいた企業・団体数は26(タイ:4、日本:22)、後援機関・団体数は11(タイ:6、日本:5)と大きなイベントになり、来場者数も15日、16日ともそれぞれ400名を超える盛会となった。<sup>1</sup>

タイにおける持続可能な社会に向けた環境保全に対するソリューションへの関心の高さ、ビジネスの広がりを実感した。

環境省からは佐藤ゆかり環境副大臣以下7名が出席され、14日の政策対話、15日・16日の公開セミナーへの参画(開会挨拶含む)、タイ・日本の環境ビジネス関係の要人を交えたトップセールス、OECC会員企業を含む多数の参加日本企業等との率直で直接的な意見交換会、現地調査など、「環境インフラ輸出戦略」の推進に主導的な役割を果たされた。OECCの竹本理事長も開会で基調講演を行った。OECCのいくつかの会員も登壇や展示で積極的に参加をいただいた。

このように、日本環境ウィークは、相手国において、日本の持つ環境ソリューションの理解を進め、ビジネス機会を追求する重要な機会となっている。OECCは、第1回よりその事務局業務を請け負ってきているが、このことはOECCが海外環境開発協力の中核的役割を果たしていくうえで大変に意義深く、やりがいがあることと考える。今後もOECCとしては、その知識・経験・ネットワークを活かし、日本環境ウィークの効果的な実施に貢献して参りたい。

最後ではあるが、今回、日・タイ双方で日程と基本コンセプトを合意したのが昨年11月も下旬であり、そこからUNFCCCのCOPや年末年始を挟んだ極めて短期間のうちに大車輪で準備を進めさせていただいた。多くの関係者に、無理をお願いしつつも、快く引き受けて、ご貢献をいただいたことが、何より今回の成功につながったと考える。この場を借りて改めて関係者の皆さんにお礼申し上げたい。次回はもう少し余裕を持って準備にかかれることを期待したい。



<sup>1</sup> タイ環境ウィークのプログラムや発表資料は <https://www.oecc.or.jp/tjesw/> にある。

## 日本・タイ環境ウィーク ビジネスマッチングの成果



(一社)海外環境協力センター 業務部 研究員 毛利 奈知子

バンコクで開催された、日本国環境省とタイ王国天然資源環境省(MONRE)の共催による「日本・タイ環境ウィーク」において、2020年1月15日から16日までの2日間にわたってビジネスマッチング/展示が行われました。日本およびタイ両国から合計26の企業・団体(日本側事務局のOECC経由22、タイのMONRE経由4)が参加し、盛況の内に終了しました。

今回のビジネスマッチングは、環境省の「環境インフラ海外展開基本戦略」(2017年7月策定)に基づき、タイ国の持続可能な開発に貢献する環境ソリューションの実現に向けて、日本の環境分野でのインフラ技術を積極的にタイに紹介することを目的として開催されましたが、イベント期間中の活発な交流のみならず、日・タイの環境分野の実質的なビジネスチャンス創出と商談につながったとの数多くの成果が報告され、今後への期待も高まりました。

今回、実りある成果を挙げていただくために事務局としてできる限りの工夫とサポートをしました。

例えば、来場者が事前情報と関心を持ってビジネスマッチング・展示ブースに足を運んでいただくために、ビジネスマッチング参加の企業・団体の事業内容を紹介するカラー印刷のブース配置図付きのパンフレットを作成し、受付にて全来場者に配布しました。このパンフレットにおいては、予め指定したサイズの中で、各企業・団体の担当者に事業内容を自由にアピールしていただきました。文章での事業内容の紹介のほか、詳細情報を得るためのホームページURLやメールアドレス等のコンタクト情報の記載に加え、製品・装置や設備の写真、企業ロゴ等も使用して、それぞれの事業内容を視覚で印象付けるために創意工夫のある紹介がなされました。

展示及び相談スペースを兼ねたブースをビジネスマッチングの場とし、各ブースは、セミナー参加の来場者が訪れやすいようにセミナー会場に隣接するホワイエに設置しました。限られた広さのブースの中ではありましたが、それぞれに自社の技術・ノウハウの効果的な紹介のため、

ポスター、バナーの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、ディスプレイでの動画上映、機器や装置の展示等、様々な手段を駆使し、趣向を凝らしておられました。

日・タイ両国からの民間企業、公的機関、大学を含めた研究機関、タイの中央政府や地方自治体等から各ブースを訪れた来場者の質問に、説明担当員が丁寧に答えたり、事業内容を熱心に説明したりする姿があちこちで見受けられました。セミナーの休憩の時間帯では、ビジネスマッチングの会場への来場者が通路に溢れるほどの賑わいを見せていました。また、15日には、日本国環境省の佐藤副大臣がビジネスマッチング会場を訪問され、参加企業・団体との交流も行われました。

イベント期間中、事務局のビジネスマッチング担当者として頻繁に各ブースの説明担当者とコミュニケーションを取って、当日の交流の様子やニーズの情報収集をすると共に、イベント終了の数週間後に、日本側の事務局を通して参加したすべての企業・団体を対象に、事後アンケートを実施しました。このアンケート結果からは、参加企業・団体からの今回のビジネスマッチングについての感想や改善点を把握するだけでなく、当日の訪問者数、イベント後の問い合わせ数や商談に結び付いたケースの数と、その相手先・内容を知ることができました。

22企業・団体の内の19社から回答を得ましたが、その結果からイベント終了後の数週間の内に65件の問い合わせがあり、36件の商談に結び付いたケースがあったことが判明しました。

その内訳や内容について詳細情報を回答いただいた二次アンケートでは、日・タイの民間企業、タイの政府機関やエネルギー関連組織、大学を含む研究機関など幅広い相手先との見積もり対応や、機器のトライアル、商談の継続といった実質的なビジネスマッチングにつながったことが報告されています。直接商談に結び付かなかった企業・団体からも「日本国環境省やタイMONRE主催の効果は絶大で多くの日本とタイの民間企業、タイのMONREをはじめとする政府関連機関、研究機関の関係者等と面識を持つことができ、コネクションやネットワークを広げられて有意義だった」との意見がいくつも寄せられました。

次回以降のビジネスマッチングへの期待も高く、アンケートで要望のあった、イベント中のビジネスマッチング専用時間やコアタイムの導入、ゆとりある広さのブース、より早い段階での事前の展示企業情報の提供やPRを実現することにより、今後さらに多くの集客とビジネスチャンスを生み出すビジネスマッチングの場を提供したいと考えています。



## リレーエッセイ「橋本道夫先生と私」(第9回)

### 世紀を跨ぎ今なお響く橋本節



(一社)環境政策対話研究所 代表理事 柳下正治

昭和40年代前半、激烈な環境破壊、そして橋本道夫厚生省公害課長を中心とした公害Gメン群団の活躍を目の当たりにし、私の進路の選択は絞られた。私は1971年(昭和46年)に入省した。橋本先生のOECD出向もあり、同じ屋根の下で仕事をする機会は僅か4年間ではあったが、幾多の公害事案との猛烈な闘いに挑んできた橋本先生が同じ組織の中でリーダーシップをとっておられる姿を見ることは、若い者にとって大変に重いことだった。

大気保全局長として活躍の絶頂期の橋本先生がNO<sub>2</sub>大気環境基準の改正を最後に54歳で退官された時には、ぽっかり心に穴が空いた。が、以降、様々な厳しい局面に携わる折々、“先生はどう考えられるのだろうか”と常に考えた。橋本先生に面会し指導を仰いだり、率直な意見交換を行う機会が次第に増えた。問題の本質を逸していないかどうかを確認し検証する際、橋本先生は私の道標であった。

心に残る思い出をいくつか紹介致したい。

#### 1. NO<sub>x</sub>の総量規制の導入

1980、81年にNO<sub>x</sub>総量規制の導入に関わったが、通商産業省・産業界からの反撃は強烈であった。その際、NO<sub>2</sub>環境基準の改正(メディアはこれを「改悪」と表現)の重責を担われた直後の橋本先生から、

「環境基準の改正で、世間はNO<sub>x</sub>対策から開放されたと思っているだろうが勘違いだ。それまで神棚に飾ってあったNO<sub>2</sub>環境基準は、本気で達成しなければならなくなった。改正により大気規制はむしろ強化しなければならない、正念場だ！」

と叱咤激励。そして1981年に大気汚染防止法施行令の改正を成し遂げたときには、「実によくやった！」と喜んで頂いたことを覚えている。

#### 2. 公害健康被害保障法の改正問題

1986、87年、「大気系公害病患者の認定は、現状に照らし法的合理性が失われており、これ以降行わない」という趣旨の公害健康被害補償法の改正業務に携わった。弱者救済を旨とする環境庁の職員としては大変に辛いものであった。その際にまず、1973年に何故こうした大胆な法律が導入されたのかという原点の十分な理解が必要であった。導入時の当事者であった鈴木

武夫先生(元国立公衆衛生院院長)と橋本道夫先生から直接のレクチャーを頂いた。余りにも激甚な公害と公害被害者を多数生んでしまったことへの応急措置として、学問的合理性を超越した制度的割り切りが必要であった。その際に橋本先生が、「公健法の導入は、『清水の舞台から飛び降りる』という喩えがあるが、『東京タワーのてっぺんから飛び降りる』思い切りが必要であった。公健法改正は辛いと思うが、避けては通れない。」と話された真摯な表情が忘れられない。

#### 3. 地球環境問題にどう立ち向かうか

地球環境元年ともなった平成元年(1989年)、地球環境問題の現状をどう捉え、立ち向かうべきか、必死の学習を開始した。真っ先に橋本先生に企画調整局にお越し頂いた。

「これまでの環境政策を脱皮させよ。日本的な環境の捉え方によっては国際的な論議に太刀打ちできない。環境問題は、環境-開発-人口-資源の相互依存・総合的な関わりの中で考え、将来の世代に向けての政策の展開が必要である。地球環境問題への対応を契機として、公害対策基本法の改正に着手すべきである。自分が若ければ心うきうきするような時代が来た。」

地球環境元年の時点で、環境基本法制定に向けてのシグナルを寄せられたのである。

橋本先生は、1988年のIPCCの設立に際して、第二作業部会の副議長に就任されるなど、地球環境問題の黎明期から我が国を代表する研究者・行政経験者として国際舞台で東奔西走、そしてその後の若手研究者達の国際舞台での活躍の途を開拓した。温暖化問題に関するアジア諸国を対象とした国際セミナー、東アジア酸性雨モニタリングネットワークの立上げ、国際環境協力などの多くの分野で、新しく挑戦しようとする時に、その先頭に立って頂き日本国を引っ張る機関車役としてつつい甘えてしまった。その時に嫌な顔をせず、自分が役に立つのであれば協力しようと快く引き受けてくださった。

特に、1993年に富山で開催された第1回東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(OECCに実施委託)の会合が思い出深い。当時は中国が酸性雨問題に対してどういう対応を示すか全く予想ができなかった。橋本先生に議長をお願いしたが、読み上げ原稿ではなく、



その場の雰囲気でお任せするしかなかった。3日間議長をやっていたが、非常に心に響く橋本節の英語で、中国やマレーシア、タイなどの参加者に、「この問題の解決に何とか協力し合わなければならない」という気にさせてしまった。大変に思い出深い。

#### 4. 原子力の捉え方

私は、2度にわたって地球温暖化政策に関わったが、原子力に対してどういうスタンスで臨むべきか心の揺れを感じていた。この問題について、橋本先生とよく意見を交わすチャンスがあった。

「自分はキリスト者で人道的には原子力ほど危険なものではなく、人間が発明した悪魔だと思っている。しかしエネルギー問題の現実を直視すれば、この悪魔と21世紀前半をいかに上手につきあっていくか、逃げる訳にはいかない。この悪魔とうまく付き合うポイントは、民主的な国家であるかどうかにかかっている。非民主的で情報公開をしない、データを改竄するような国が原子力を扱うことほど危ないことはなく、一方批判が許され、どのようなデータでも情報公開できる体制を維持している国家においては安全な原子力利用が可能である。参考にしなさい。」

この言葉は現在に至るまで私の心で響いている。

#### 5. 何故「宇部」にしないんだ！

橋本先生ご自身は、「Global 500」を受賞されている。Global 500とは、国連環境計画 (UNEP) が、持続可能な開発の基盤である環境保全活動に功績のあった個人・団体を表彰する制度である。日本の自治体の中では、北九州市と四日市市が先行して選出されていた。

「公害を克服した自治体よりも、最悪の公害を回避できた宇部市のような自治体こそが真に偉大であり、真っ先に選出されるべきではないか。」

この指摘がきっかけ？ 1997年、宇部市はGlobal 500を受賞した。橋本先生は、誰も指摘しにくいことをズバツと。

#### 6. 30年ぶりの再会

2001年、私は新設の名古屋大学環境学研究科に移った。6月、大学院の新設を記念するシンポジウムを開催した。四日市裁判(昭47年)から30年になることから、様々な立場で四日市公害問題に関わった関係者を招待してのシンポジウムとした。国の代表として橋本道夫先生、企業被告側として当時(株)昭和四日市石油の中堅幹部であった鶴巻良輔氏(後に社長)、三重大学名誉教授吉田克己氏、そして当時四日市の担当責任者であった玉置泰生氏にお越し頂いた。

皆、「会うのは裁判以降初めてですね」と手を握ったり、抱き合ったりして再会を喜ばれていた。鶴巻氏は、「あれは名判決でしたよ」と口にした。当時、「法違反は何もしていない、法律違反をしていないのに裁判で

有罪になるはずがない」と信念を持っていた。「全面敗訴」に対し「日本は狂った」と思った。今のこの時代になると、新しい科学技術に基づいた事業に挑戦しようとする時、そのことに伴い生じる問題等について最も分かる立場にあるのは、事業を実施しようとしている側だと思ってしまう。法律、条令等を全てにおいて先を見越してきちんと整えておくことなんてありえないと改めて思い知らされた。四日市判決は非常に有り難かった、と橋本先生と回顧されていた。

#### 7. 教科書「環境政策論」

橋本先生の主な著書として、「公害を考える」、「私史・環境行政」そして1999年に出版された「公務員研修双書・環境政策」がある。私は、2001年から15年余り大学にて「環境政策論」「環境行政論」といった科目を担当した。1990年代の終わりから2000年代初期にかけて、全国の大学に環境を扱う学部・学科、そして大学院が数多く誕生した。今でこそ、環境政策に関する教科書は多く出版されているが、橋本先生著の「環境政策」が大学での環境教育のテキストとしての草分けであった。私自身大学院生の教科書として使った。それまでの橋本先生の著書は環境政策の闘いの現場からの中継のような書で、エネルギーがほとぼり出るような書であったが、「環境政策」はご自分が手がけられてきた幾多の環境政策の実績を理論により冷静に裏打ちされることを試みられたものである。学生諸君に十分な理解をしてもらうには、教員の力量が問われる歴史に残る書である。

この書は次のように結ばれている。

「科学者、専門家と行政の役職と個人という自己の三つのアイデンティティのなかできびしい選択をしなければならない。また、科学と、行政と、政治と司法の各々の独立性と関係や役割、能力を厳しく識別してこれを取りまく国内外の意見や批判を考慮しつつ、なぜそれが必要かという説明責任を果たしつつ、決定の過程を踏むべきである。

21世紀は、(中略)生産、消費、生活を改革して文明を21世紀末までに新しく蘇生させる、重要な歴史的な時代である。効率、効果のみでなく、緑の生長発展を分け合うための役割分担とその基礎となる人間として、公務員としての公正と倫理が求められている。地球市民社会として、日本の社会、経済、文化、政治、行政の新たな創造を目指して努力しよう。」

橋本先生は厳しく正論を述べられる一方で、周囲に対し、また後輩達に対して大変に優しく気配りをされる人間味溢れる方であった。OECCの立上げ時に初代理事長を依頼する際、理事長の報酬について相談を行ったところ、「自分に給料を出すような予算があるなら、スタッフの待遇を改善しなさい」と叱られた。

橋本先生は私の心の中にずっと生き続けている。

# リレーエッセイ「橋本道夫先生と私」(第10回)

## 橋本先生との3つの忘れられないこと



元 JICA国際協力専門員 今井千郎

### 1. 1974年度新入職員に対する橋本審議官の講義

一番心に響いたのは“国家公務員には身分保障というものがある。法律を守っている限り首にはならない。したがって自分でやるべきと考えたこと、あるいはやりたいことがあれば恐れずやり通しなさい。”という言葉だった。入庁4年目に橋本先生が局長を務めていた大気保全局に移動し、光化学スモッグの立体調査を国として初めて手がけた時も、“法律を守っている限り首にはならない”という言葉が胸に、相当乱暴に予算を確保したり、関東の若手研究者の委員会を立ち上げて立体調査の準備をしたり、ダイナミックに仕事をした記憶がある。

### 2. 1969年のSO<sub>2</sub>基準設定前の経団連、通産省との科学技術論争

私はたまたま日本の公害対策経験をレビューする世銀のプロジェクト(現OECC理事長の竹本さんが1994年ごろ企画したもの)に関わったことをきっかけに、自分なりに日本の公害対策の黎明期からの対策のレビューをしようと考え、「公害と対策」誌の創刊号から最新号まで、手に入らない初期のものは「公害と対策」の編集部にもお邪魔して、しらみつぶしに調べた。その過程で感動を覚えるような科学技術論争の大論文を目にした。それが1969年のSO<sub>2</sub>基準設定前の厚生省、経団連、通産省との科学技術論争であった。

厚生省が1968年にSO<sub>2</sub>の基準案(1時間平均値0.2ppm)を発表し、これに対し経団連が強く反対したことから厚生省、通産省、経団連の間で科学技術論争が展開された。経団連の反論の根拠は、モデルコンビナート(火力発電所5,000MW、石油精製80万バレル/日、石油化学120万t(C<sub>2</sub>H<sub>4</sub>)、鉄鋼1000万t/年で構成)を設定し、拡散モデルを用いて接地濃度を計算し、0.28ppmという基準案の0.2ppmを超える計算結果を得た所であった。これに基づき経団連は、厚生省の基準案の達成は技術的にも、経済的にも不可能であり、将来のコンビナート建設が不可能になるので、基準案を緩和すべきだと主張したのであった。

この経団連の主張に対し、当時厚生省の公害対策課長であった橋本先生から以下を主論点に反論を展開した大論文が「公害と対策」誌に掲載された。

- 経団連は将来の重油脱硫、排煙脱硫の可能な開発

を無視している

- 厚生省による拡散計算によれば接地濃度は0.5ppmとなり、これは人間の健康保護の観点から許されないレベルである

この橋本先生の大論文に対し、詳細は省くが、通産省の担当課長の大論文が「公害と対策」誌に掲載され、それ以降、厚生省と通産省の科学技術論争が続いた。

最終的には通産省が、SO<sub>2</sub>環境基準は現実的なレベルであるべき、としつつも基準案を受け入れるとし、厚生省基準案が環境基準となった。通産省が経団連を説得した形になったが、通産省自身は既に1966年の産業構造審議会の報告で以下のようなSO<sub>x</sub>汚染に対する産業公害対策のあるべき姿を提示していた。

- 特に社会の信頼がなければ公害の解決は困難である
- SO<sub>2</sub>の緊急時対策の発令が出ないレベルに環境濃度を低減する必要がある
- 重油脱硫・排煙脱硫そしてSO<sub>x</sub>規制基準の強化を通じ、緊急時対策の発令が出ないレベルを達成することは困難だが不可能ではない

橋本先生の不退転の、且つ容赦のない科学技術論争の厳しさに感動すると共に通産省の好判断にも驚かされた。

### 3. 1978年のNO<sub>2</sub>環境基準改定の前夜の公害患者団体との交渉

NO<sub>2</sub>基準の告示予定の前日に橋本局長と公害患者団体との交渉が夕方から深夜近くまで行われた。この交渉がどうなるかと部屋の後ろ側で見ていた私は、交渉の最終盤に公害患者団体の代表格の人から想像もできない発言を聞くこととなった。それは、“私たちは橋本局長を信頼している。ここで終わりにしよう。”というものだった。このような緊迫した論争の後に“信頼している”という言葉が交渉相手に言わせうる行政官がいたのだろうか。

橋本先生にとってもこの交渉は忘れ難かったようで、“公害患者団体との厳しい交渉とおだやかな別れの場面を、今も忘れることはできない”と「環境政策」(公務員研修双書)に書かれている。

(了)

## リレーエッセイ「橋本道夫先生と私」(第11回)

### 若者を大切にする信念の人



(公財)日本産業廃棄物処理振興センター 理事長 関 荘一郎

橋本先生に初めてお目にかかったのは1978年4月、環境庁に入庁して大気保全局大気規制課に配属された時だった。橋本先生は大気保全局長で、新入職員だった私に仕事に取り組む心構えを、やや早口の独特な口調で、熱く語られた。新入職員と局長では天地の差があり、緊張して話を聞いたのを思い出す。橋本先生の訓示は、他の先輩の話とは趣が異なり深く心に刻まれ、その後の私の職業人生に大きな影響を与えた。それは、「一担当者であることなどにかまわず、国や国民のために良いと思ったことはどんどん提案し、実施しなさい。新しい視点、新しい発想が大切だ。失敗を恐れずに前に進め。役所というところはネガチェックに優れた人はたくさんいるが、新たな発想・行動の人は少ない。やろうとしていることが、国や国民にとって良くないことであるなら必ず上司が止めるから心配するな」というものだった。若者の新たな視点、発想、行動力に大いに期待を寄せておられた。失敗は恐れず果敢に進め、骨は捨うとの意も込められていたと思う。

橋本先生のこの「教え」を原点の一つとして38年間、環境庁・環境省で、常に新人の思いで新たなことに挑戦することができた。新入職員の時に橋本先生の薫陶を受けることができたことは、振り返ると、私の大きな財産だった。後年、環境省で新入職員に訓示する立場になった時、橋本先生の思いを伝え、若者の活躍に期待を寄せてきた。

橋本先生は、私が入庁した年の夏に環境庁を退官された。最後の大事な仕事は、二酸化窒素の環境基準の改定で、従来の基準値を「緩める」改定だったので、反対する団体が連日環境庁に押し寄せ騒乱状態だった。当時は、会場整理等の力仕事は新人職員の役割で、何が起きているのかの全貌はよくわからなかった。後年、公害対策や公害患者の救済を進めた橋本先生が、患者の方々の大反対の中でも、新たな科学的知見に基づき対策の根幹となる環境基準値を改めるにはばかることがなかったのは、橋本先生の一貫した哲学と信念であると理解できた。

橋本先生とのもう一つの思い出は、開発途上国への環境援助である。日本の環境対策が世界的にも高く評価され始めた1980年代に、アジア諸国から深刻化する環境汚染解決のための支援要請が増加してきた。1985年5月に外務省、JICAは橋本先生を団長とする調査団を、タイ、インドネシア、マレーシアの3カ国に派遣し環境援助要請の内容を調査。これが日本の本格的な環境援助の始まりだと思う。

この調査団の提言を受け、最も熟度が高かったタイに長期専門家を派遣することになり、同年12月に私がタイの環境庁に派遣された。2年3ヶ月にわたり悪戦苦闘しながら日本の環境対策の経験・技術を移転するプロジェクトのマスタープランを作成し、橋本先生をはじめ多くの方の支援を得て環境研究研修センターとして結実し、日本の本格的な環境援助プロジェクトの第一号となった。橋本先生は、私が専門家としてタイに滞在している間も、その後、このプロジェクトが実施に移される間も、一貫して支えてくださった。

インドネシア、マレーシアにも、その後、環境庁職員が派遣され、環境援助の黎明期となった。橋本先生の途上国の公害問題解決への強い思いが結実していったのだと思う。橋本先生は、1990年に設立されたOECCの初代理事長に就任され、途上国の環境問題解決に名実ともに先頭に立って取り組まれた。その後、環境援助のみならず地球温暖化問題等の地球規模の課題にも尽力いただいたことは、このリレーエッセイにもしばしば登場している。

橋本先生は、常に現実を冷徹に見据え信念を曲げない、まさに「Man of Integrity」の人だと思う。空論ではなく、現実を踏まえて方向性を示し行動するので、多くの人々の心を打ち、波動を広げたのではないか。後年、国際会議で発言される際には「This is reality」を連発しておられた。もっとも橋本先生らしい一面と、感嘆したのを今でも思い出す。

## OECC行事・部会活動等（その82）

（令和2年1月1日～3月31日）

### ＝ 主な行事 ＝

#### 令和元年度第3回理事会

日 時：令和2年3月13日（金） 10：30

場 所：OECC 大会議室

議 題：令和2年度事業計画及び予算、定時社員総会日程、部会活動報告 他

\* 理事会冒頭に、環境省国際連携課 大井 通博 課長からご挨拶があった。

#### 第9回 OECC/SuSPCA 合同セミナー 「海洋プラスチックごみ問題と廃棄物管理」

日 時：令和2年2月5日（水） 13：30-16：40

場 所：エッサム神田ホール2号館 601

プラスチックごみによる海洋等の環境汚染が国際的に問題となり、EUでは使い捨てプラスチックゼロに向けた「プラスチック戦略」の策定などの取り組みが進められ、日本においても「プラスチック資源循環戦略」が策定されるとともに、昨年6月に大阪で開催されたG20サミットでは「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が作られるなど、海洋プラスチックごみ問題に対応する対策と廃棄物管理が大きく進展しています。

これを背景として、OECC と SuSPCA（（一社）持続可能社会推進コンサルタント協会（旧日本廃棄物コンサルタント協会））の共催により、第9回 OECC/SuSPCA 合同セミナー「海洋プラスチックごみ問題と廃棄物管理」を開催しました。当日は予定数を上回る100名を超える方々のご参加をいただきました。

[発表・登壇者（敬称略）]

第1部：海洋プラスチックごみ問題の状況

- ・「海洋プラスチックごみを巡る国際的動向と国内取組」  
環境省 水環境課課長補佐 伊藤 史雄
- ・「海洋プラスチックごみにかかる国際協調について  
－ASEAN諸国への協力とマイクロプラスチック調査方法の調和化」  
いであ（株） 特任理事海外事業部技師長 吉田 和広
- ・「海洋プラスチックごみ問題の諸相とテクノロジーの活用」  
（株） / （一社）ピリカ 研究員 三輪 芳和



第2部：プラスチックごみ削減に向けた取組と国際協調

- ・「プラスチックごみ削減に向けた国内政策」  
環境省 リサイクル推進室長 富安 健一郎
- ・「プラスチックごみ削減にかかる欧米等の取組動向」  
（公財）地球環境戦略研究機関  
プログラムマネージャー 粟生木 千佳
- ・「プラスチックごみ削減にかかるプラスチック素材・製品業界の取組」  
（一社）日本化学工業協会化学品管理部 部長 樋口 俊彦

[OECC 設立30周年記念誌企画・編集委員会開催]

日 時：令和2年1月23日（木） 16：00-17：00

場 所：OECC 大会議室

OECC 設立30周年記念座談会を踏まえた OECC 活動の将来展望、OECC 設立30周年記念式典・シンポジウムの企画及び会報89号企画案について意見交換・議論を行いました。

\* 広報部会との合同開催。

#### OECC会員セミナー

日 時：令和2年1月23日（木） 17：15-18：15

場 所：OECC 大会議室

昨年12月にマドリッドで開催された国連気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）ほかの結果について環境省市場メカニズム室地球環境問題交渉官の永森一暢氏より、COP25 サイドイベント等の報告について OECC 理事・業務部長の加藤真より発表されました。また、OECC 参与・技術総括の大村卓より本年1月にバンコクで開催された「日本・タイ環境ウィーク」の結果が報告されました。

### ＝ 部会活動 ＝

[技術・研修部会開催]

日 時：令和2年3月3日（火） 16：30-17：40

場 所：OECC 大会議室

OECC/SuSPCA 合同セミナーに関する報告、及び2020年 OECC 会員向けミャンマー環境開発調査・技術交流ミッションの派遣企画の検討が行われました。

[広報部会開催]

日 時：令和2年1月23日（木） 16：00-17：00

場 所：OECC 大会議室

\* 記念誌企画・編集委員会との合同開催。

発行 一般社団法人 海外環境協力センター  
〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33  
フロンティア御成門3階  
(03)5472-0144(代) Fax(03)5472-0145  
ホームページアドレス：<http://www.oecc.or.jp/>

●当冊子の印刷には、古紙を配合した再生紙及び植物性大豆インキを使用しています。